

都市再生整備計画(第2期)

かんじょうだい に ごうせんしゅうへん ち く
環状第二号線周辺地区

とうきょうと みなとく
東京都 港区

平成30年3月

《元号に関する表記上の注意点》

本整備計画策定時点(平成30年3月)では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	東京都	市町村名	港区(みなとく)	地区名	環状第二号線周辺地区(かんじょうだいにごうせんしゅうへんちく)	面積	85	ha
計画期間	平成30年度	～	平成34年度	交付期間	平成30年度	～	平成34年度	

目標
大目標 地域の魅力・価値の持続的な向上 小目標 道路と沿道が一体となった地域のにぎわい創出による、将来にわたり持続的に発展していくまちの実現

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 ○当地区は、官公庁が建ち並ぶ霞ヶ関やビジネスの拠点である大手町・丸の内に近接する、環状第二号線(新虎通り)を中心とする新橋から虎ノ門に至るエリア。 ○新橋駅周辺の商業・業務機能、愛宕山周辺に広がる寺社や豊かな緑、虎ノ門駅周辺での業務機能の集積など、様々な地域特性が複合的に組み合わせ、旧来からの居住機能とともに市街地が形成。 ○特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地域」や国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」、東京圏国家戦略特別区域に位置付け。 ○環状第二号線の整備を契機として、魅力的で一体的かつ計画的なまちづくりを推進していくため、平成24年3月に「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定。 ○ガイドラインを受け、環状第二号線沿道及び虎ノ門駅周辺においては、東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成15年10月施行)に基づき「街並み再生方針」を策定。本地区及びその周辺では、都市計画に基づくまちづくりが進められている。 ○環状第二号線においては、地元組織が主体となり、平成26年6月より道路空間を活用したオープンカフェが設置され、以後、道路内における店舗(建築物)の設置やイベント等の実施など、道路と沿道が一体となった地域のにぎわい創出が行われている。
課題
○地域活動の担い手の不足等より、住民による活気が失われつつあることやコミュニティの衰退が懸念される。 ○昼間人口及び夜間人口がともに増加傾向にある一方で、購買施設(生鮮食品等)などの生活利便施設や公園・広場、地域のにぎわいを創出する施設などが不足している。 ○街区内部の道路は、歩道が狭く十分な歩行空間が確保できておらず、まちの資源を結び回遊性が不足している。 ○現在、環状第二号線(新虎通り)において地元組織が主体となり実施されているイベントや環境美化活動をはじめとして、周辺の他のエリアにおいても防災対策、公共施設管理、文化継承等、面的に活動を波及させ、地域の魅力・価値を一体で持続的に向上させていくことが求められる。
将来ビジョン(中長期)
港区まちづくりマスタープラン(平成29年3月) 「うるおいある国際生活都市」-歴史と未来が融合する魅力と活力あふれる清々しいまち- ○住み続けられるまち、個性的で多様な魅力のあるまち、世界に開かれた国際的なまち、安心・安全なまち、持続可能なまち 環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン(平成24年3月) ■まちづくりの方針 方針1:地域の活力や暮らしを育む取組み 方針2:防災性を高める取組み 方針3:防犯性を高める取組み 方針4:緑の確保と環境負荷の低減に向けた取組み 方針5:魅力ある新しいまち並みへの取組み 方針6:エリアマネジメントの実現に向けた取組み

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
				基準年度		目標年度	
まちのにぎわいの創出	人	道路内に設置したオープンカフェ及び店舗(建築物)を利用する年間利用者数	道路占用許可の特例制度により、新虎通り歩道上来街者が滞留できるオープンカフェや店舗(建築物)を継続的に展開し、地域のにぎわい創出を図る。	51,000	29	110,000	34

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
・道路と沿道が一体となった地域のにぎわい創出による、将来にわたり持続的に発展していくまちの実現 道路内に歩行者等の利便の増進に資する施設及び良好な景観形成に寄与する広告塔・看板を計画的に配置し、にぎわいと活気にあふれ、統一感と品格のある景観の形成と歩きたくなる歩行空間の創出を図る。	【協定制度等】 道路占用許可の特例制度の活用（食事施設・購買施設等（テーブル、椅子等、店舗（建築物）及び 広告塔・看板の設置））

その他 【官民連携について】 環状2号線周辺地区まちづくりガイドラインでは、まちの安全・安心、まちの魅力の維持・向上を総合的に進めるために、まちづくりの主体の組織化を図りながら、エリアマネジメントの実現に向けた取組を進めていくこととしている。 環状第二号線を中心としてにぎわいと活気にあふれた、統一感と品格のある街並みの形成を図ることを目的に、持続可能なにぎわいの創出、まちの維持・管理の高質化や防災・防犯機能の強化等を進めるため、都市再生特別措置法施行令第16条第1号及び第2号に規定する食事施設・購買施設等（店舗（建築物）、テーブル、椅子等）及び広告塔・看板を、本整備計画で公益上必要なものとして位置づけ、整備計画の計画期間内に限り、道路内に設けるものとする（設置にあたっては関係機関との協議及び関連法令の手続きを遵守して行うものとする）。事業の実施については地元組織が主体となって行い、東京都及び港区が連携して支援し、持続的に発展していくまちづくりを進めていく。 【環状第二号線（新虎通り）周辺でのエリアマネジメント組織の設置状況】 ・沿道地権者、町会等の地元組織で構成される「新虎通りエリアマネジメント協議会」が発足（平成26年3月） ・平成27年11月に上記協議会によるエリアマネジメント活動を実務的に支援する組織として、「一般社団法人新虎通りエリアマネジメント」を設立（平成27年11月） ・一般社団法人新虎通りエリアマネジメントを「都市再生推進法人」に指定（平成29年10月）
--

協定制度等の取組み								
官民連携によるエリアマネジメント方針等								
事業 番号	事業	事業の目的／事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度			
					道路占用特例(都市再生特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条13項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)
	1	●食事施設・購買施設等(テーブル、椅子等、店舗(建築物))の設置 によるにぎわいの創出 道路内にオープンカフェ及び店舗(建築物)を設置して、適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。	歩行者等の利便の向上に資するため、休憩等ができる滞留空間や魅力的な店舗(建築物)を設置することで、東京のシンボルストリートとして来街者を誘致しまちのにぎわいを創出するとともに、災害時には防災拠点としても活用する。	平成30年～平成34年	(一社)新虎通りエリアマネジメント	○		
	2	●地域のルールに則った広告塔・看板の設置 新虎通りの良質な道路空間と調和した広告塔・看板を設置し、まちのにぎわいを創出する。	地域ルールに則り良質な道路空間と調和した広告塔・看板を設置することで、まちのにぎわいを演出するとともに、災害時に情報インフラとして活用することにより、安全・安心なまちづくりを実現する。	平成30年～平成34年	(一社)新虎通りエリアマネジメント	○		

制度別詳細1(道路占用に関する事項)都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
1	食事施設・購買施設等(テーブル、椅子、店舗(建築物)等)	路線名 都道外濠環状線(新虎通り) 都道外濠環状線(新虎通り)地上部道路の歩道 (愛宕下通り～柳通り)	・食事施設・購買施設周辺の清掃の実施 ・定期的な道路清掃の実施、パトロールへの協力 ・施設周辺に違法駐輪・バイクが増えないよう、利用者へのマナー周知 ・災害時には防災拠点として活用
2	広告塔・看板	路線名 都道外濠環状線(新虎通り) 都道外濠環状線(新虎通り)地上部道路の歩道 (愛宕下通り～特別区道第1007号線)	・広告塔・看板周辺の清掃の実施
3			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図-1

道路占用許可の特例を活用し
歩きたくなる歩行者空間の創
出を図る予定の区域



<凡例>

1 食事施設・購買施設等

テーブル・椅子等



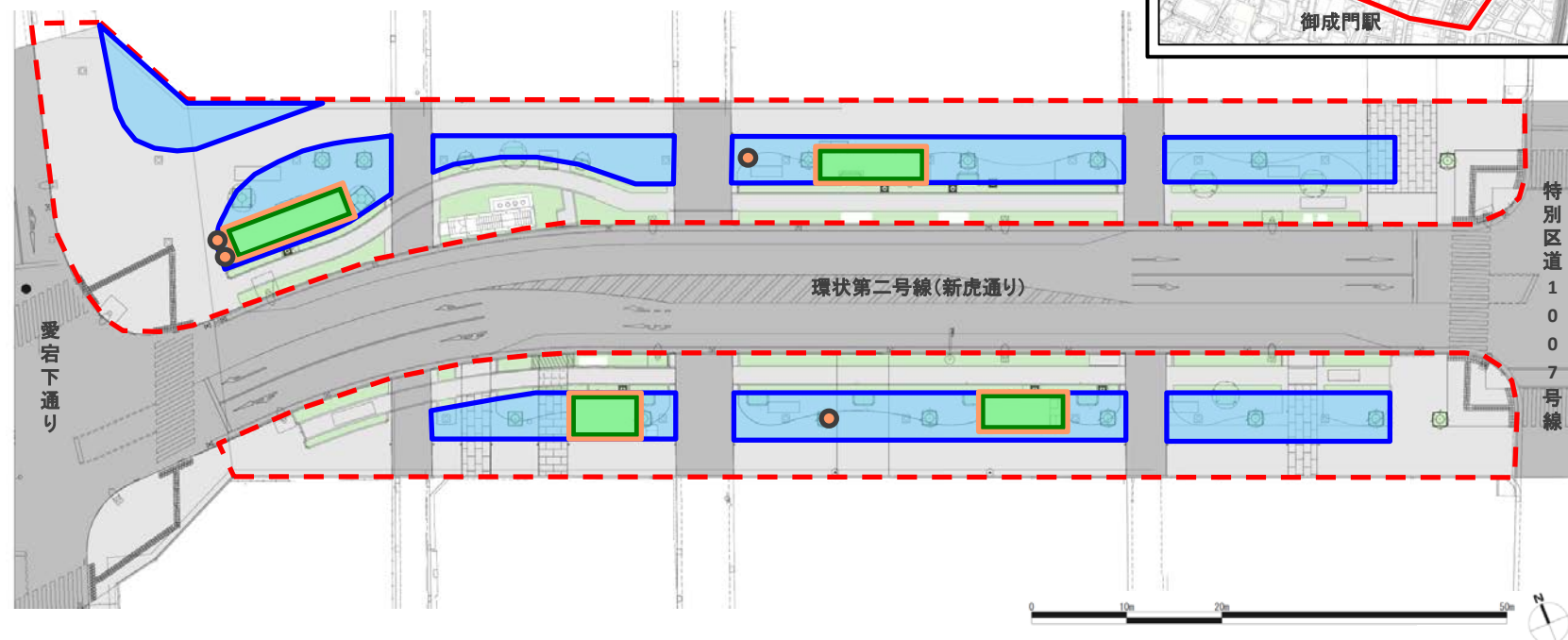
店舗(建築物)



2 広告塔・看板



位置図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交第89号)。無断複製を禁ずる。

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図-2

道路占用許可の特例を活用し
歩きたくなる歩行者空間の創
出を図る予定の区域

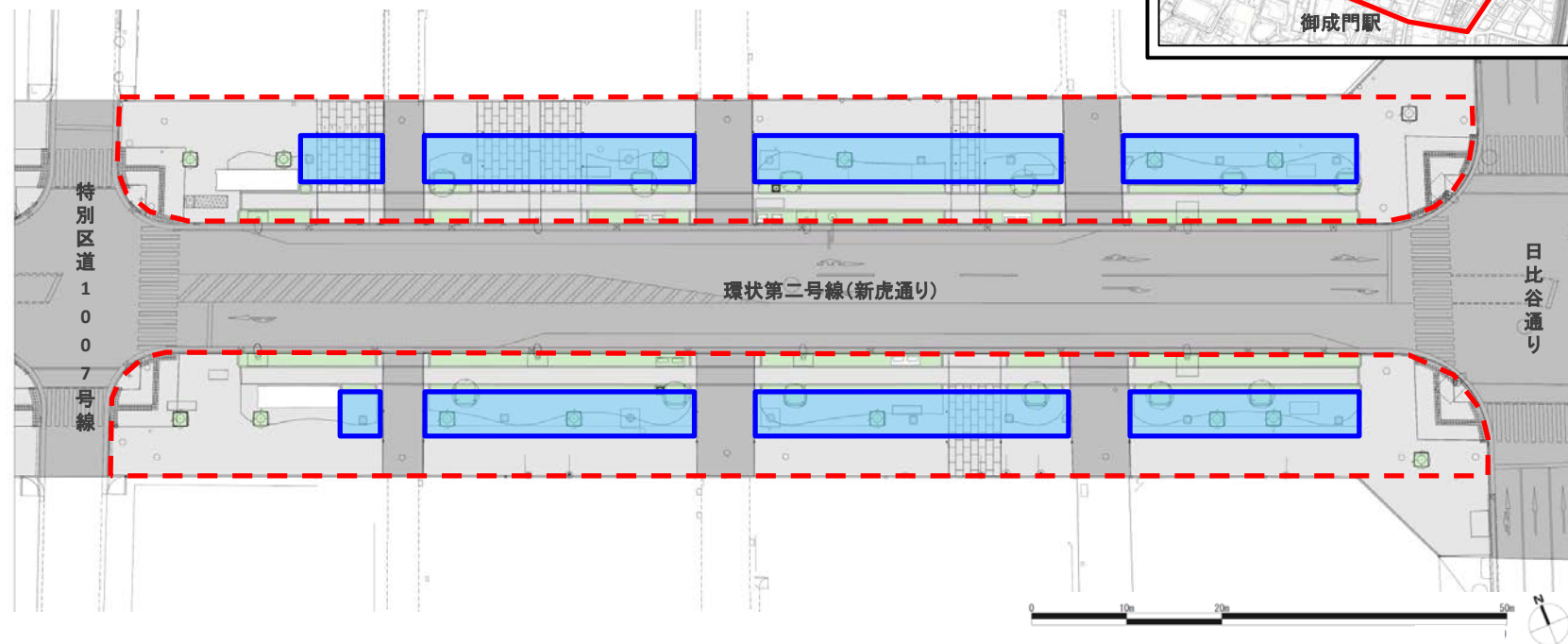


<凡例>

- 1 食事施設・購買施設等
テーブル・椅子等



位置図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交第89号)。無断複製を禁ずる。

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図-3

道路占用許可の特例を活用し
歩きたくなる歩行者空間の創
出を図る予定の区域

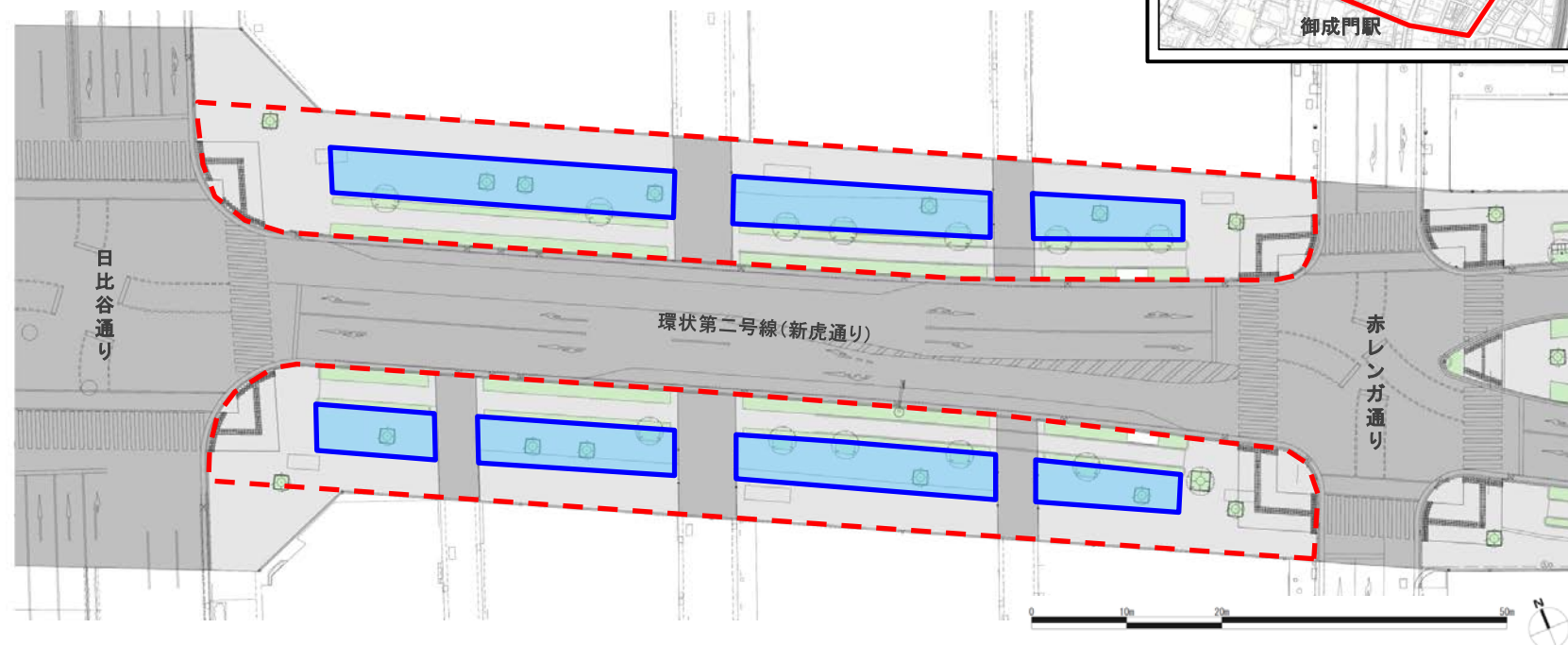


<凡例>

- 1 食事施設・購買施設等
テーブル・椅子等



位置図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第89号)。無断複製を禁ずる。

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図-4

道路占用許可の特例を活用し
歩きたくなる歩行者空間の創
出を図る予定の区域

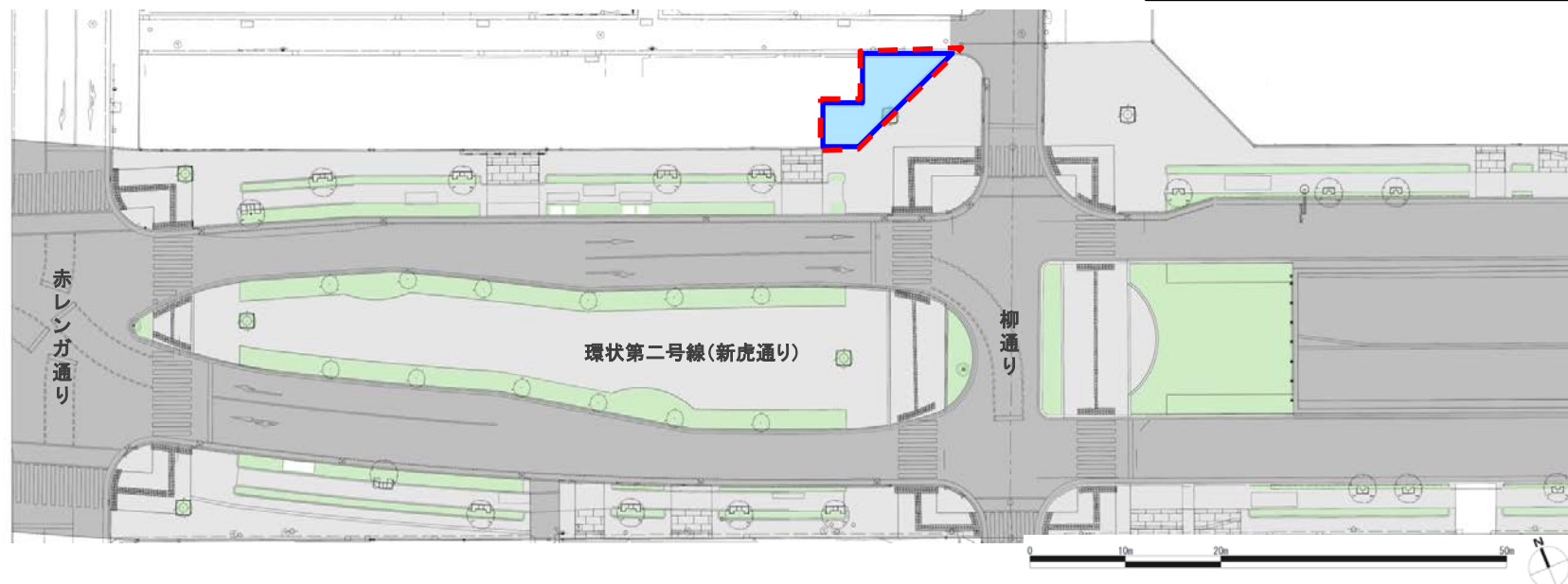


<凡例>

- 1 食事施設・購買施設等
テーブル・椅子等



位置図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第89号)。無断複製を禁ずる。

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:食事施設・購買施設】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ-1

1 食事施設・購買施設等(テーブル・椅子・店舗等)

<凡例>

1 食事施設・購買施設等

テーブル・椅子等



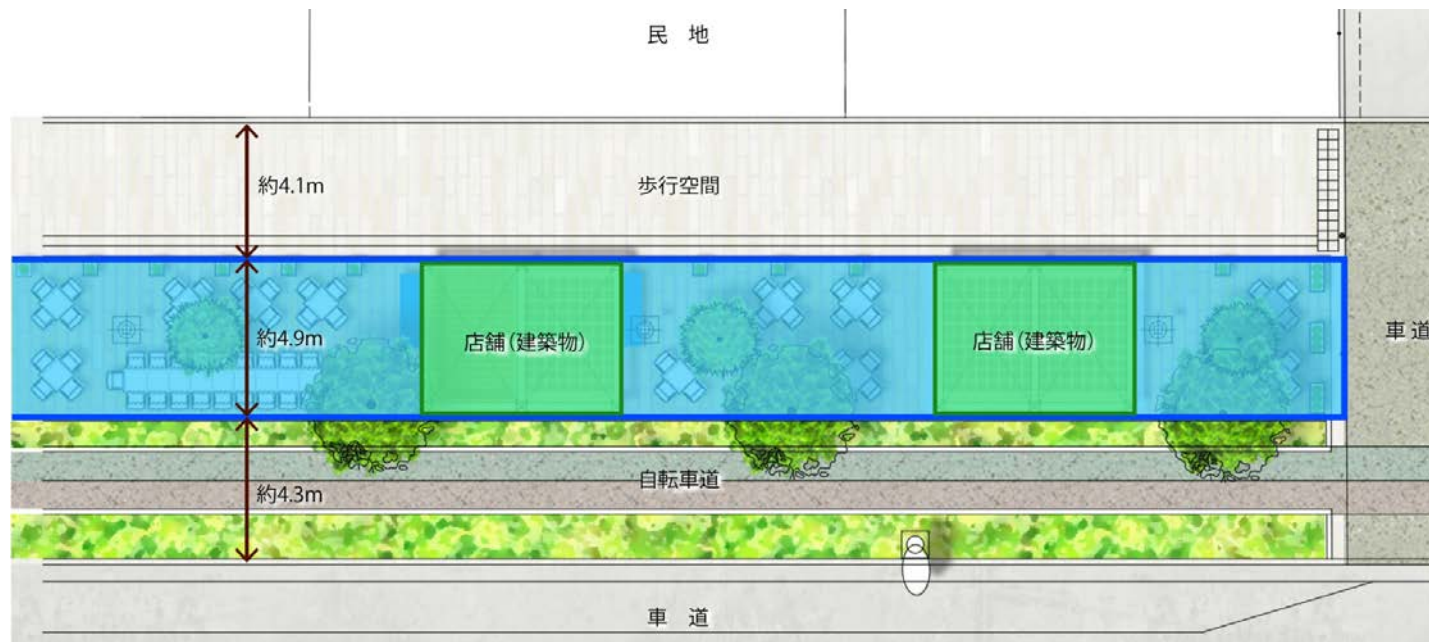
店舗(建築物)



(テーブル・椅子等イメージ)



(店舗イメージ)



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 広告塔】

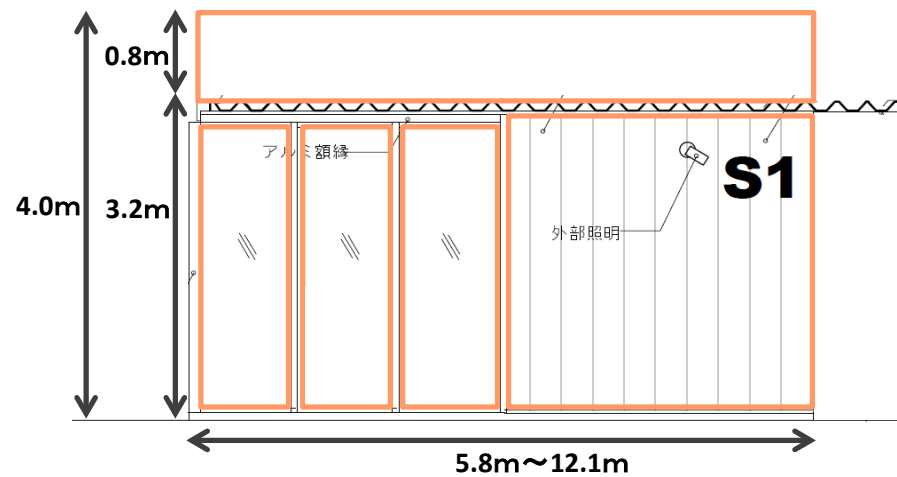
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ-2

2 広告塔・看板

<凡例>

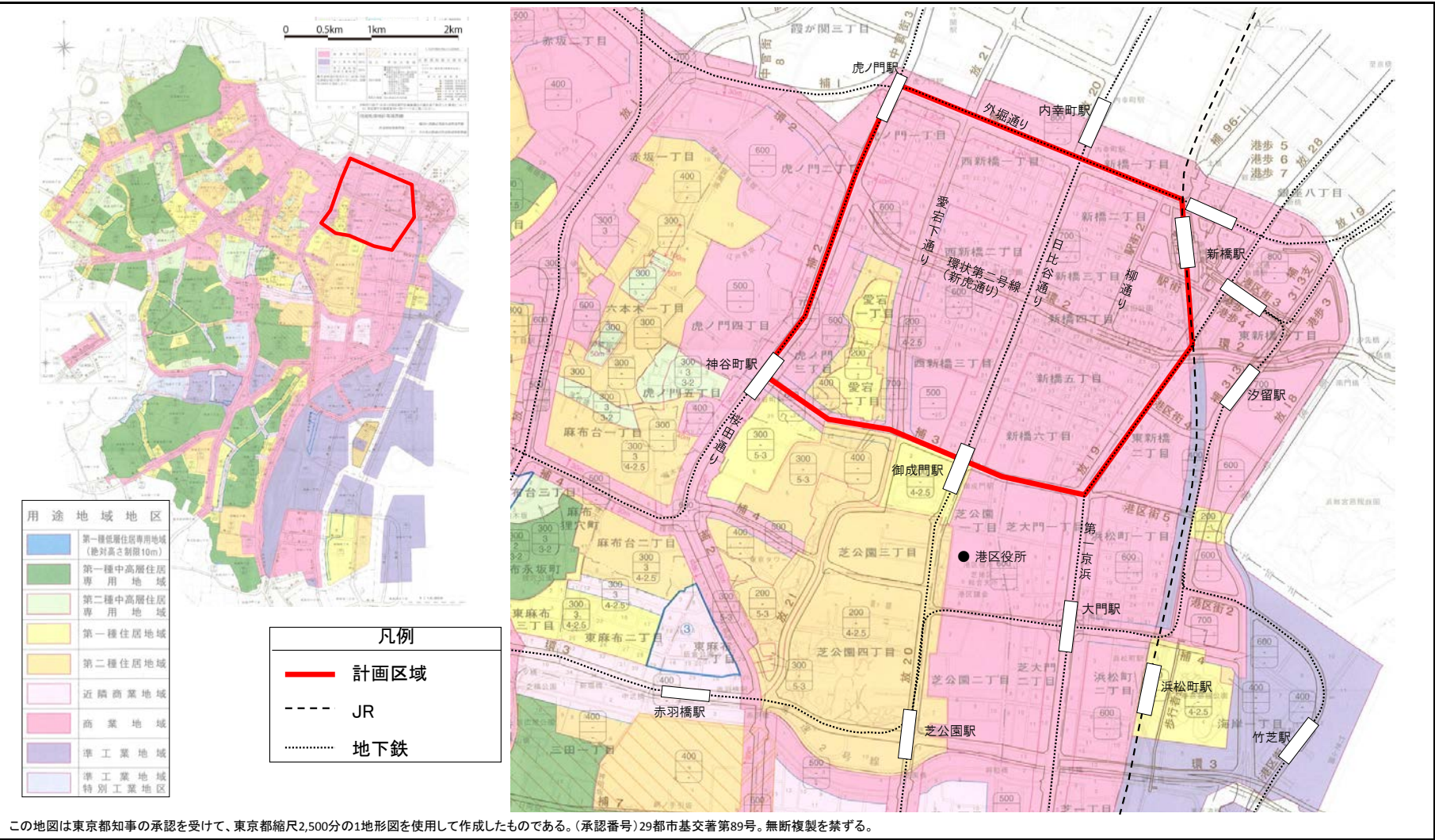
広告塔・看板 

(広告塔・看板イメージ)



都市再生整備計画の区域

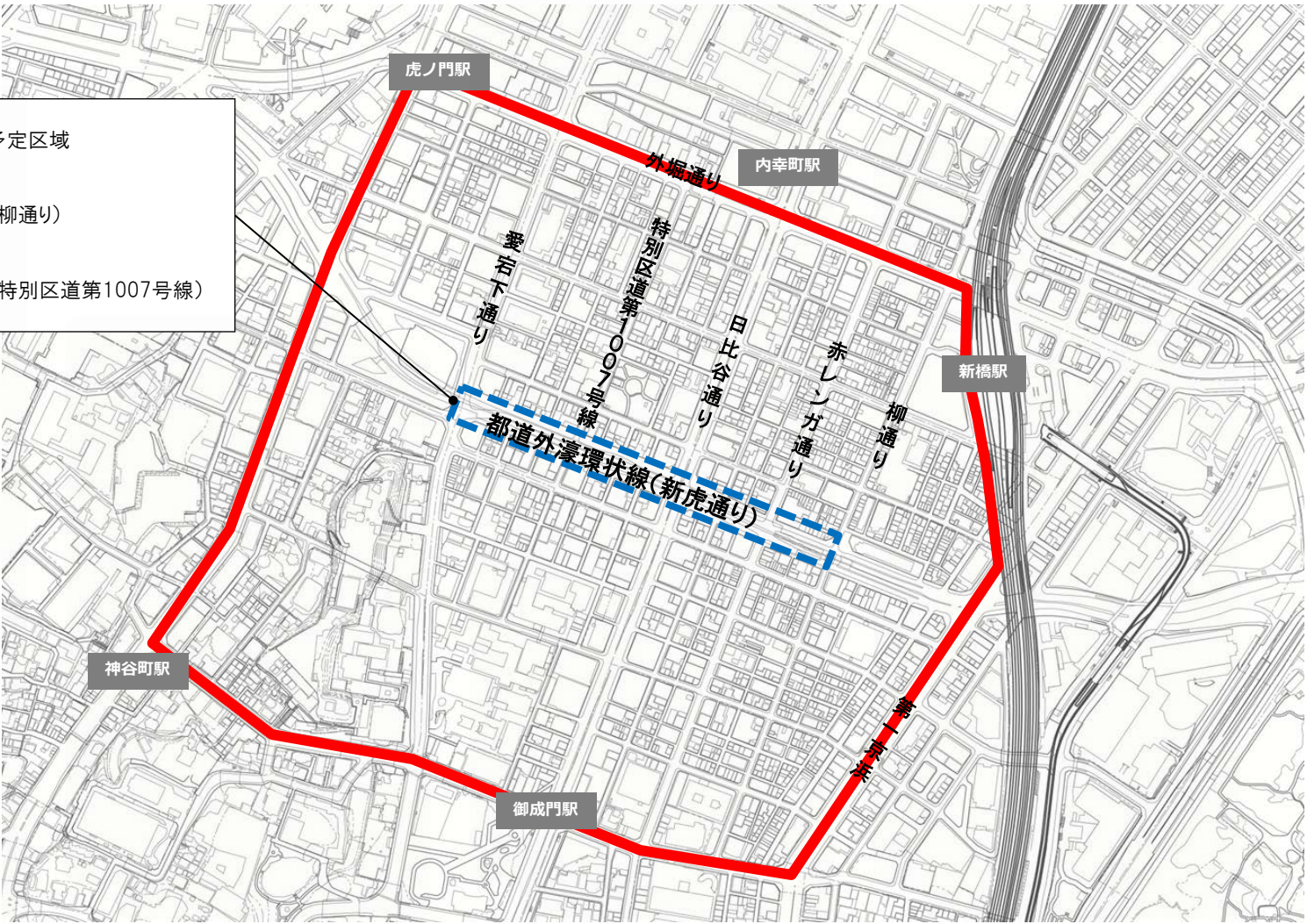
環状第二号線周辺地区(東京都港区)	面積	85 ha	区域	新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門五丁目、愛宕一丁目及び愛宕二丁目各地内
-------------------	----	-------	----	---



環状第二号線周辺地区(東京都港区) 整備方針概要図

目標	大目標 地域の魅力・価値の持続的な向上 小目標 道路と沿道が一体となった地域のにぎわい創出による、将来にわたり持続的に発展していくまちの実現	代表的な指標	道路内に設置したオープンカフェ及び店舗(建築物)を利用する年間利用者数	人	51,000	(29年度)	→	110,000	(34年度)
----	---	--------	-------------------------------------	---	--------	--------	---	---------	--------

○協定制度等
道路占用許可の特例制度を活用する予定区域
・食事施設・購買施設等
【対象区域】
新虎通り地上部道路（愛宕下通り～柳通り）
・広告塔・看板
【対象区域】
新虎通り地上部道路（愛宕下通り～特別区道第1007号線）



凡 例	
	都市再生整備計画の区域
	道路占用許可の特例制度を活用する予定区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。(承認番号)29都市基交著第89号。無断複製を禁ずる。